

訪問看護サービス重要事項説明書

介護保険（訪問看護・介護予防訪問看護）・医療保険共通

1 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 若竹大寿会
主たる事務所の所在地	〒221-0863 横浜市神奈川区羽沢町550-1
代表者名	理事長 竹田 一雄
設立年月日	1989年3月15日
電話番号	045-381-3232
ファクシミリ番号	045-373-7472
ホームページアドレス	https://wakatake.net/

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	わかたけ訪問看護ステーション
事業所の種類・指定番号	（介護保険法）1460290387号（医療機関コード）0290387号
所在地	〒221-0812 神奈川県横浜市神奈川区平川町2-4
電話番号	045-548-9296
ファクシミリ番号	045-548-9890
開設年月日	2021年12月1日
管理者の氏名	大谷 茂 電話番号:045-548-9296FAX番号:045-488-5330
サービス提供地域	横浜市神奈川区・鶴見区・港北区・西区※その他横浜市内は要相談

3 職員の職種・職員体制

管理者	看護師1名
看護職	保健師、看護師または准看護師 常勤換算 2.5 名以上（うち常勤は 1 名以上）
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	適当数※必要に応じて雇用します
事務職	適当数※必要に応じて雇用します

4 営業日及び営業時間

受付相談日	月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日から1月3日までを除く。）。
受付相談時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供日	月曜日から日曜日まで
サービス提供時間	午前7時から午後8時まで
その他	時間外・休日のサービス提供は相談に応じます。緊急連絡は電話等により24時間可能。

5 サービスの提供方針等

(1) サービスの提供方針

訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。

訪問看護の実施にあたっては、関係市区町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携を図りながら、協力と理解のもとに適切なサービスの提供に努めます。

終末期の看護の実施にあたっては、「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者及び利用者の家族と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、居宅介護支援事業者や主治医、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者と十分な連携を図り対応します。

(2) 提供するサービスの内容

- 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定・病状の観察）
- 日常生活の看護（清拭・洗髪等による清潔の保持、褥瘡の予防・排泄介助・食事指導など）
- 在宅リハビリテーション看護（寝たきり予防、手足の運動など）
- 医療処置、治療上の看護（カテーテル類の管理、褥瘡の処置など）
- 介護相談（治療上の世話や介護方法、医療・福祉サービス利用についてなど）
- 認知症・精神疾患の看護（相談、助言、内服管理）
- 終末期の看護
- 小児看護

6 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、電子カルテにサービス内容を記録します。
- (2) 主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、療養上の目標達成のための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成します。
- (3) サービス提供の状況や目標達成等の状況等について記載した訪問看護報告書を作成し、主治医や居宅支援事業者へ提出します。

7 サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービス利用料及び利用者負担金は添付の「訪問看護 別紙料金表（医療保険）」、「訪問看護 別紙料金表（介護保険）」及び「訪問看護 別紙料金表（精神医療保険）」のとおりです。
- (2) 適用する介護保険もしくは医療保険の利用者負担分をお支払いいただきます。
- (3) 保険適用を受けないサービス、その他の費用は全額自己負担となります。
- (4) 利用者宅で、サービス提供に必要な水道、ガス、電気等の費用はお客様負担となります。
- (5) 利用者負担金は、口座振替にてお支払いいただきます。毎月 20 日までに前月分の請求書をお送りします。口座振替日は毎月 26 日です。（26 日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日になります。）。
- (6) お支払いの確認がとれましたら、領収書を発行いたしますので、必ず保管していただくようお願いします（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）。

8 個人情報の取り扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令を遵守し、顧客等の個人情報の保護に努めます。

9 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
【連絡先】045-548-9296
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、添付の「訪問看護 別紙料金表（医療保険）」、「訪問看護 別紙料金表（介護保険）」及び「訪問看護 別紙料金表（精神医療保険）」のとおりキャンセル料を申し受けることとなります。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は不要です。

10 損害賠償保険

当事業は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	公益財団法人 日本訪問看護財団
保険種類	あんしん総合保険制度

11 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	連絡先	電話番号	045-548-9296
		FAX 番号	045-548-9890
	担当者	大谷 茂	
	対応時間	月曜日～金曜日（祝日除く）9:00～17:00	
法人の相談・苦情受付窓口	連絡先	電話番号	045-548-9233
	対応時間	月曜日～金曜日（祝日除く）9:00～17:00	

(2) 次の公共機関においても苦情申立て等ができます。

神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地:神奈川県横浜市西区楠木町 27-1
	電話番号:045-329-3447 苦情専用:0570-022110
横浜市(本庁) 指導監査係	所在地:横浜市中区港町 1-1 市庁舎 8 階
	電話番号:045-671-2356 FAX 番号:045-681-7789
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:45～17:15
横浜市医療安全支援セン ター	所在地:横浜市中区港町 2-9 関内駅前第二ビル 3 階
	電話番号:045-671-3500 FAX 番号:045-663-7327
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:45～17:15
神奈川区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市神奈川区広台太田町 3-8
	電話番号:045-411-7019 FAX 番号:045-324-3702
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:45～17:00
港北区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市港北区
	電話番号:045-329-3447 FAX 番号:0570-022110
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:30～17:15
保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9 本館 1 階 12 番窓口
	電話番号:045-334-6394 FAX 番号:045-663-7327
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:45～17:00
西区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市西区中央 1-5-10 西区役所 2 階 21 番窓口
	電話番号:045-329-3447 FAX 番号:0570-022110
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:45～17:00
鶴見区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号 3 階
	電話番号:045-510-1768 FAX 番号:045-510-1897
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:45～17:00
旭区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12 別館 1 階 3 番窓口
	電話番号:045-954-6061 FAX 番号:045-955-2675
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:30～17:00
南区役所 高齢・障害支援課	所在地:横浜市浦舟町 2-33 総合庁舎 2 階 24 番窓口
	電話番号:045-341-1138 FAX 番号:045-341-1144
	対応時間:月曜日～金曜日の 8:45～17:00

12 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

13 身体拘束の禁止

訪問看護等の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わないものとします。

- (1) 事業者はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況並びに緊急・やむを得ない理由など必要な事項を記録します。
- (2) 事業者は身体拘束等の適正化を図るために以下の対策を講じます。
 - (ア) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図ります。
 - (イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (ウ) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します。

14 職員研修

事業者は職員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通りに設け、業務体制を整備しています。

- (1) 採用時研修 採用後3か月
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 虐待防止に関する研修 年1回
- (4) 権利擁護に関する研修 年1回
- (5) 感染症に関する研修 年1回
- (6) 認知症ケアに関する研修 年1回

15 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師その他の当事業者の従業者（以下「看護師等」といいます。）は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはい行いません。
- (2) 看護師等は、保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（掃除・洗濯等）を行うことはできません。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等の提供はお断りいたします。
- (4) 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などにより、サービスの実施が著しく危険であると、事業所が判断した時は、事業所からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。
- (5) 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある 疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。
- (6) 鍵の保管は、ご自宅に取りつける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にてお預かりするものとします。なお、事業所にて預かる場合は、鍵の番号等を記載した預かり書を発行し責任をもって保管します。
- (7) スタッフに対し、著しい迷惑行為（暴力・破壊行為・セクシャルハラスメント行為）、営利活動・宗教の勧誘・特定の政治活動は、他の方に多大なご迷惑がかかるため、禁止行為とさせていただきます。万が一、そういった行為が見られた場合は、利用の継続の可否についてご相談させていただきます。
- (8) ペットは、ケージに入れる、リードをつなぐ等のご協力をお願いいたします。

当事業者は、サービス契約の締結にあたり、重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者	所在地	〒221-0812 神奈川県横浜市神奈川区平川町 2-4
	名称	社会福祉法人 若竹大寿会 (わかたけ訪問看護ステーション)
	代表者	理事長 竹田 一雄

訪問看護サービス 契約書

介護保険（訪問看護・介護予防訪問看護）・医療保険 共通

_____（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人若竹大寿会（以下「事業者」といいます。）は、わかたけ訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます。）において、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次のとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的及びサービス内容）

- 1 事業者は、利用者に対し、介護保険法その他の関係法令及び本契約に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービスを提供します。
- 2 利用者は、事業者に対し、訪問看護サービスに対する料金を支払います。

第2条（契約の期間）

- 1 本契約の期間は、_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日までとします。
- 2 前項の契約期間満了日以前に利用者が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。但し、要介護・要支援認定の有効期間が満了した場合（要介護・要支援に該当しなくなった場合も含みます。）、利用者が事業者に対し、利用の継続を申し出た場合には本契約は従前と同一の内容で更新されたものとします。
- 3 本契約の契約期間満了日の2週間前までに利用者から更新拒絶の申し出がない場合、本契約は従前と同一の内容で更新されたものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成し、利用者に対してその内容を説明し、その同意を得た上で、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その内容に沿って作成します。
- 3 事業者は、利用者がサービス内容の変更を希望する場合は、速やかに訪問看護計画の変更等の対応を行います。居宅サービス計画の変更が必要となる場合には、居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（主治医との関係）

- 1 事業者は訪問看護サービスの提供を行うにあたり、主治医からの指示を文書等で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医と密接な連携を図ります。

第5条（関係諸機関との連携）

事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、看護計画、実施状況及び評価を共有する等、利用者が依頼する居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者と十分な連携に努めます。

第6条（利用料）

- 1 事業者が提供する訪問看護サービスの利用料、その他の費用は、「重要事項説明書」で定めるとおりです。
- 2 利用者は、介護保険適用サービスの提供を受けた場合、介護保険の利用者負担分を事業者に支払います。
- 3 利用者は、介護保険認定対象外、もしくは医療保険適用上の病状にある場合は、医療保険の利用者負担分を事業者に支払います。
- 4 利用者は、介護保険及び医療保険適用外のサービスを利用する場合は、事業者はその利用料の全額を支払います。
- 5 利用者は、訪問看護サービス利用予定日の当日に訪問をキャンセルした場合は、病状の急変などやむを得ない事情がある場合を除いては、事業者「重要事項説明書」に定めるキャンセル料を支払います。
- 6 事業者は、介護保険法、健康保険法その他国民の保険医療に関する法律等の関係法令により、利用者負担分に変更が生じた場合は、変更後の利用者負担分を請求することができるものとします。この場合には、事業者は、利用者に対し、速やかに、変更の時期、変更後の金額を十分に説明します。但し、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。
- 7 本契約に基づくサービス利用料金の利用者負担分は1か月ごとに計算し、利用者は、翌月 26 日限り（同日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日限り）、同負担分を事業者の指定する口座振替の方法にて支払うものとします。

第7条（利用料の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担分を3か月分以上滞納した場合には、事業者は1か月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがない場合は、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は前項の催告をした場合には、利用者の介護支援専門員、利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障がないように、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払をしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

第8条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、事業者に対し、3日以上予告期間をもって届け出ることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
 - (2) 事業者が、利用者の生命、身体、自由、名誉、財産その他利益を侵害し、又は著しい背信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な理由が認められたとき。

第9条（事業者の解除権）

- 1 事業者は、利用者に対し、次の各号に該当する場合には、2週間以上の予告期間をもって本契約を解除することができます。
 - (1) 利用者が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 利用者が、事業者、事業所のサービス従事者に対して、その生命、身体、自由、名誉、信用、財産その他利益を侵害し、又は著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 事業者は、民法第542条第1項各号又は第2項各号の他、前項各号に該当する事由が存在し、かつそれが2週間の予告期間内に解消する見込みのない場合、予告期間なしに直ちに本契約を解除することができます。
- 3 事業者は、第1項又は前項により本契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

第10条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合はこの契約は終了します。

- 1 第2条第3項に基づき、契約期間満了日の2週間前までに更新拒絶の申し出があり、かつ、契約期間が満了したとき。
- 2 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 3 第8条第2項に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 4 第9条第1項又は第2項に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 5 利用者が介護保険施設・医療機関へ入所・入院し、その期間が3か月を超えたとき。
- 6 利用者が死亡した場合。

第11条（緊急時の対応）

事業者は、訪問看護サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者が予め指定する連絡先にも連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を行います。

第12条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。
- 2 事業者は、利用者の故意又は過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

第13条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者に対し、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てることを求めることができます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - (1) 行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいいます。）であること。
 - (2) 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上事業者に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して負担します。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を欠くに至った場合、又は事業者、事業所のサービス従業者若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、事業者は、身元引受人に対し、遅滞なく、利用者の債務の元本及び同債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第14条（個人情報の保護）

- 1 事業者は、「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令を遵守し、利用者の個人情報の保護に努めます。
- 2 事業者は、利用者のサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 3 事業者は、利用者から前項の記録の開示の請求を受けたときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令の定めに従い、適正に対応します。

第 15 条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも事業者又は重要事項説明書記載の苦情受付機関に苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第 16 条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

第 17 条（契約外条項）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一種類の介護保険外サービス（利用限度額を超えるサービス）を対象としたものであるため、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

【事業者】

私は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める訪問看護サービスを誠実に責任もって行います。

所在地 横浜市神奈川区平川町 2-4
名称 社会福祉法人 若竹大寿会
(わかたけ訪問看護ステーション)
代表者 理事長 竹田 一雄

神奈川県知事指定 第 1460290387 号 関東信越厚生局 第 0290387 号

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- 1.1. 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- 1.2. 利用者の関わる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者との連携を図るために、病状や介護情報を含む個人情報を共有する必要がある場合
- 1.3. 医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会への回答、会計・経理、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 1.4. 学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
- 1.5. 研究会や学会等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービス事業者、利用予定のあるサービス事業者、医療関係者、行政等

3. 使用する期間

契約締結日からカルテ保管期限まで（契約終了後5年間）

4. 条件

- 4.1. 個人情報の提供は必要最小限とする。個人情報の使用にあたっては、関係者以外の者に情報が漏れることのないようにする。
- 4.2. 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておく。

【事業所】

社会福祉法人 若竹大寿会 わかたけ訪問看護ステーション

直接嚥下訓練 同意書

A) 摂食・嚥下機能低下

脳疾患や廃用症候群等の影響により摂食・嚥下機能が低下している場合、食べ物や飲み物の取り込み、咀嚼、飲み込み（嚥下）等を上手くできず、ムセ込みや窒息に加え、誤嚥性肺炎を起こす可能性があります。また、必要な水分や栄養の確保にも影響してきます。

B) 直接嚥下訓練

摂食・嚥下機能低下の回復の目的で、姿勢、一口量、等の調整に加え、実際に、トロミ付き水分、ゼリー、ペースト食、キザミ食、等の食材を用いて食形態を検討しながら、嚥下機能の評価・訓練を実施し嚥下機能の改善を図ります。状況、状態に応じて、食形態の変更を行います。

C) 直接嚥下訓練実施とリスク及び対処

直接嚥下訓練実施に当たっては、バイタル測定にて状態確認することに加え、随時、嚥下機能のレベル・障害の状態を把握しながら、都度、相応しい設定（食形態等）にて状態変化を監視しながらリスクを最低限にすべく直接嚥下訓練を実施していきます。しかしながら、発熱、誤嚥性肺炎やさらなる事態につながってしまう可能性はゼロではありません。万が一、起きた場合、直ちに吸引や排痰等の対応、必要により救急対応等を行います。

私は、直接嚥下訓練について、目的、内容、実施方法、リスクについて説明をより受け、上記のリスクを承知の上、わかたけ訪問看護ステーションによる直接嚥下訓練を受けることに、同意します。

喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書

下記の内容について十分な説明を受け内容を理解したので、喀痰吸引等業務（特定行為業務）の実施に同意いたします。

喀痰吸引等（特定行為）の種別	口腔内の喀痰吸引
	鼻腔内の喀痰吸引
	気管カニューレ内部の喀痰吸引
	胃ろうによる経管栄養
	腸ろうによる経管栄養
	経鼻経管栄養
提供を受ける期間	必要と判断され、医師の指示があり、かつ、本人同意の期間
提供を受ける頻度	必要時、適宜

【訪問看護費】

項目		内容	単位数	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護Ⅰ-1	※1	看護師による訪問 20分未満	314 単位	3,491 円	350 円	699 円	1,048 円
訪問看護Ⅰ-2	※1	看護師による訪問 30分未満	471 単位	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
訪問看護Ⅰ-3	※1	看護師による訪問 30分以上60分未満	823 単位	9,151 円	916 円	1,831 円	2,746 円
訪問看護Ⅰ-4	※1	看護師による訪問 60分以上90分未満	1128 単位	12,543 円	1,255 円	2,509 円	3,763 円
訪問看護Ⅰ-5		理学療法士等による訪問 40分（@294×2）	588 単位	6,538 円	654 円	1,308 円	1,962 円
		理学療法士等による訪問 60分（@265×3）	795 単位	8,840 円	884 円	1,768 円	2,652 円
定期巡回・随時対応訪問介護看護		月額包括報酬 要介護1・2・3・4	2961 単位	32,926 円	3,293 円	6,586 円	9,878 円
		月額包括報酬 要介護5	3761 単位	41,822 円	4,183 円	8,365 円	12,547 円

※1 夜間（18:00～22:00）または早朝（6:00～8:00）の場合
深夜（22:00～6:00）の場合上記単位数の50%増

上記単位数の25%増

【加算】

項目		内容	単位数	利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算Ⅰ		緊急対応体制を整える場合	600 単位/月	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
特別管理加算Ⅰ		留置カテーテルを使用している状態、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態等	500 単位/月	5,560 円	556 円	1,112 円	1,668 円
特別管理加算Ⅱ		在宅酸素、人工肛門、人工呼吸器を使用している状態、真皮を超える褥瘡の状態等	250 単位/月	2,780 円	278 円	556 円	834 円
口腔連携強化加算		看護師やリハビリテーション専門職等が口腔の健康状態の評価し利用者の同意を得て歯科医療機関等に情報を共有した場合	50 単位/月	556 円	56 円	112 円	167 円
複数名訪問加算Ⅰ		2人の看護師等が同時に訪問 30分未満	254 単位/回	2,824 円	283 円	565 円	848 円
		2人の看護師等が同時に訪問 30分以上	402 単位/回	4,470 円	447 円	894 円	1,341 円
複数名訪問加算Ⅱ		看護師等と看護補助者が同時に訪問 30分未満	201 単位/回	2,235 円	224 円	447 円	671 円
		看護師等と看護補助者が同時に訪問 30分以上	317 単位/回	3,525 円	353 円	705 円	1,058 円
長時間訪問看護加算		特別管理加算対象者に90分以上の訪問を行った場合	300 単位/回	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
初回加算Ⅰ		新規で、病院、診療所等から退院した日に看護 師が初回の指定訪問看護を行った場合	350 単位/月	3,892 円	390 円	779 円	1,168 円
初回加算Ⅱ		新規で訪問開始、2月間あけて訪問再開した場合 要介護・要支援をまたいで区分が変わった場合	300 単位/月	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
退院時共同指導加算		入院施設の主治医や職員と連携して在宅療養の調整、指導を行った場合	600 単位/回	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
ターミナルケア加算		死亡日及び死亡前14日以内に2日以上訪問しターミナルケアを行った場合	2500 単位/月	27,800 円	2,780 円	5,560 円	8,340 円

【保険対象外の利用料】

項目	内容	金額(内税)	
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込み	18,000 円	※ 夜間・早朝・土日祝10%増、深夜20%増
エンゼルメイク	死後処置とエンゼルメイクを行った場合	20,000 円	※ 年末年始12/30-1/3 30%増
交通費		無料	

【キャンセル料】

内容	金額(内税)
30分までの訪問予定の場合	1,000 円
60分訪問予定の場合	2,000 円
90分訪問予定の場合	3,000 円

サービス利用日当日のキャンセルの場合はキャンセル料をいただきます。
但し、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。

サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いいたします。

連絡先:045-548-9296

【介護予防訪問看護費】

項目	内容	単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問看護Ⅰ-1 ※1	看護師による訪問 20分未満	303 単位	3,369 円	337 円	674 円	1,011 円
介護予防訪問看護Ⅰ-2 ※1	看護師による訪問 30分未満	451 単位	5,015 円	502 円	1,003 円	1,505 円
介護予防訪問看護Ⅰ-3 ※1	看護師による訪問 30分以上60分未満	794 単位	8,829 円	883 円	1,766 円	2,649 円
介護予防訪問看護Ⅰ-4 ※1	看護師による訪問 60分以上90分未満	1090 単位	12,120 円	1,212 円	2,424 円	3,636 円
介護予防訪問看護Ⅰ-5 ※1	理学療法士等による訪問40分（@284×2）	568 単位	6,316 円	632 円	1,264 円	1,895 円
	理学療法士等による訪問40分（@269×2）※2	538 単位	5,982 円	599 円	1,197 円	1,795 円

※1 夜間（18:00～22:00）または早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25%増
深夜（22:00～6:00）の場合上記単位数の50%増

※2 理学療法士等のサービス提供状況と加算の算定状況に応じ、12月を超えた場合にはさらに15単位減算

【加算】

項目	内容	単位数	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算Ⅰ	緊急対応体制を整える場合	600 単位/月	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円
特別管理加算Ⅰ	留置カテーテルを使用している状態、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態等	500 単位/月	5,560 円	556 円	1,112 円	1,668 円
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素、人工肛門、人工呼吸器を使用している状態、真皮を超える褥瘡の状態等	250 単位/月	2,780 円	278 円	556 円	834 円
複数名訪問加算Ⅰ	2人の看護師等が同時に訪問 30分未満	254 単位/回	2,824 円	283 円	565 円	848 円
	2人の看護師等が同時に訪問 30分以上	402 単位/回	4,470 円	447 円	894 円	1,341 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等と看護補助者が同時に訪問30分未満	201 単位/回	2,235 円	224 円	447 円	671 円
	看護師等と看護補助者が同時に訪問30分以上	317 単位/回	3,525 円	353 円	705 円	1,058 円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に90分以上の訪問を行った場合	300 単位/回	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
初回加算Ⅰ	新規で、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	350 単位/月	3,892 円	390 円	779 円	1,168 円
初回加算Ⅱ	新規で訪問開始、2月間あけて訪問再開した場合 要介護・要支援をまたいで区分が変わった場合	300 単位/月	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円
退院時共同指導加算	入院施設の主治医や職員と連携して在宅療養の調整、指導を行った場合	600 単位/回	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円

【保険対象外の利用料】

項目	内容	金額(内税)
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込み	18,000 円 ※ 夜間・早朝・土日祝10%増、深夜20%増
エンゼルメイク	死後処置とエンゼルメイクを行った場合	20,000 円 ※ 年末年始12/30ー1/3 30%増
交通費		無料

【キャンセル料】

内容	金額(内税)
30分までの訪問予定の場合	1,000 円
60分訪問予定の場合	2,000 円
90分訪問予定の場合	3,000 円

サービス利用日当日のキャンセルの場合はキャンセル料をいただきます。
但し、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。
サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いいたします。
連絡先:045-548-9296

1、訪問看護の利用料

2024/11/1 作成

（基本療養費＋管理療養費＋加算＋そのほか）×負担割合となります。法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。
利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額によります。

保険 対 応	◆訪問の基本費用（基本療養費）+（管理療養費）			10割	1割負担	2割負担	3割負担	
	月の1日目 5,550 + 10,030 =			15,580	1,558	3,116	4,674	
	月の2日目以降 5,550 + 3,000 =			8,550	855	1,710	2,565	
	週の4日目以降の訪問の加算(リハビリ除く) 1日につき			1,000	100	200	300	
	外泊中の訪問 8,500 入院中1回※			8,500	850	1,700	2,550	
	◆加算			10割	1割負担	2割負担	3割負担	
	24時間対応体制加算 1月につき			6,800	680	1,360	2,040	
	特別管理加算Ⅰ（重症度が高い） 1月につき			5,000	500	1,000	1,500	
	特別管理加算Ⅱ 1月につき			2,500	250	500	750	
	退院時共同指導加算			8,000	800	1,600	2,400	
	特別管理指導加算（退院時）			2,000	200	400	600	
	退院支援指導加算（退院日）			6,000	600	1,200	1,800	
	退院支援指導加算(長時間)（退院日）			8,400	840	1,680	2,520	
	乳幼児加算(1日につ:別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合)			1,800	180	360	540	
	乳幼児加算(1日につき)			1,300	130	260	390	
	緊急訪問看護加算 月14日目まで			2,650	265	530	795	
	緊急訪問看護加算 月15日目以降			2,000	200	400	600	
	夜間早朝訪問看護加算(18:00~22:00、6:00~8:00)			2,100	210	420	630	
	深夜訪問看護加算（22:00~6:00）			4,200	420	840	1,260	
	長時間訪問看護加算			5,200	520	1,040	1,560	
	難病等複数回訪問加算		1日2回	4,500	450	900	1,350	
			1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400	
	複数名訪問看護加算		看護師等と訪問	1日1回	4,500	450	900	1,350
				1日2回	9,000	900	1,800	2,700
				1日3回以上	13,000	1,300	2,600	3,900
			看護師等週2回目以降 又は看護補助者と訪問	1日1回	3,000	300	600	900
				1日2回	6,000	600	1,200	1,800
				1日3回以上	10,000	1,000	2,000	3,000
	在宅患者連携指導加算			3,000	300	600	900	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算			2,000	200	400	600	
	◆そのほか			10割	1割負担	2割負担	3割負担	
	訪問看護情報提供療養費1~3 1月につき			1,500	150	300	450	
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ			25,000	2,500	5,000	7,500	
	訪問看護ターミナルケア療養費2			10,000	1,000	2,000	3,000	
	◆月の概算(目安ですので別途加算が生じる場合があります)			10割	1割負担	2割負担	3割負担	
	週1回(月4回)訪問+24時間体制+特別管理Ⅰ			53,030	5,510	11,030	16,540	
	週2回(月8回)訪問+24時間体制+特別管理Ⅰ			87,230	8,930	17,870	26,800	
自 費	緊急時 土曜・日曜・祝日訪問時の加算			3,000 (内税)				
	死後の処置 亡くなられた後の処置と処置材料費込み			18,000 (内税)		※ 夜間・早朝・土日祝10%増、深夜20%増		
	死後処置とエンゼルメイクを行った場合			20,000 (内税)		※ 年末年始12/30-1/3 30%増		

2、キャンセル料

内容	金額
30分未満の訪問予定の場合	1,000円
30分以上60分未満の訪問予定の場合	2,000円
60分以上の訪問予定の場合	3,000円

サービス利用日当日のキャンセルの場合はキャンセル料をいただきます。但し、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いいたします。

連絡先：045-548-9296

3、その他

訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生しますのでご了承ください。

利用者負担 1割：300円 2割：600円 3割：900円

訪問看護 別紙料金表(精神医療保険)

わかたけ訪問看護ステーション

1、訪問看護の利用料

2024/11/1 作成

(基本療養費+管理療養費+加算+そのほか)×負担割合となります。法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。

利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額によります。

保険 対 応	◆訪問の基本費用 (基本療養費) + (管理療養費)				10割	1割負担	2割負担	3割負担	
	月の1日目 30分以上 5,550 + 10,030 =				15,580	1,558	3,116	4,674	
	月の1日目 30分未満 4,250 + 10,030 =				14,280	1,428	2,856	4,284	
	月の2日目以降 30分以上 5,550 + 3,000 =				8,550	855	1,710	2,565	
	月の2日目以降 30分未満 4,250 + 3,000 =				7,250	725	1,450	2,175	
	週の4日目以降の訪問の加算 30分以上 1日につき				1,000	100	200	300	
	週の4日目以降の訪問の加算 30分未満 1日につき				850	85	170	255	
	◆加算				10割	1割負担	2割負担	3割負担	
	24時間対応体制加算 1月につき				6,800	680	1,360	2,040	
	特別管理加算Ⅰ (重症度が高い) 1月につき				5,000	500	1,000	1,500	
	特別管理加算Ⅱ 1月につき				2,500	250	500	750	
	退院時共同指導加算				8,000	800	1,600	2,400	
	特別管理指導加算 (退院時)				2,000	200	400	600	
	退院支援指導加算 (退院日)				6,000	600	1,200	1,800	
	退院支援指導加算(長時間) (退院日)				8,000	800	1,600	2,400	
	精神科緊急訪問看護加算 月14日目まで				2,650	265	530	795	
	精神科緊急訪問看護加算 月15日目以降				2,000	200	400	600	
	夜間早朝訪問看護加算 (18:00~22:00、6:00~8:00)				2,100	210	420	630	
	深夜訪問看護加算 (22:00~6:00)				4,200	420	840	1,260	
	長時間訪問看護加算				5,200	520	1,040	1,560	
	在宅患者連携指導加算				3,000	300	600	900	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算				2,000	200	400	600	
	難病等複数回訪問加算		1日2回		4,500	450	900	1,350	
			1日3回以上		8,000	800	1,600	2,400	
	複数名訪問看護加算		看護職+看護師等		1日1回	4,500	450	900	1,350
					1日2回	9,000	900	1,800	2,700
					1日3回以上	14,500	1,450	2,900	4,350
			看護師+准看護師		1日1回	3,800	380	760	1,140
					1日2回	7,600	760	1,520	2,280
					1日3回以上	12,400	1,240	2,480	3,720
					看護+看護補助者又は精神保健福祉士		週	3,000	300
	看護・介護職員連携強化加算				2,500	250	500	750	
	精神科重症患者支援管理連携加算		イ		8,400	840	1,680	2,520	
			ロ		5,800	580	1,160	1,740	
	◆そのほか				10割	1割負担	2割負担	3割負担	
	訪問看護情報提供療養費Ⅰ~3 1月につき				1,500	150	300	450	
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ				25,000	2,500	5,000	7,500	
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ				10,000	1,000	2,000	3,000	
	◆月の概算(目安ですので別途加算が生じる場合があります)				10割	1割負担	2割負担	3割負担	
	週1回(月4回)訪問+24時間体制+特別管理Ⅰ				53,030	5,490	10,990	16,480	
	週2回(月8回)訪問+24時間体制+特別管理Ⅰ				87,230	8,910	17,810	26,720	
自 費	緊急時 土曜・日曜・祝日訪問時の加算				3,000 (内税)				
	死後の処置 亡くなられた後の処置と処置材料費込み				18,000 (内税)		※ 夜間・早朝・土日祝10%増、深夜20%増		
	死後処置とエンゼルメイクを行った場合				20,000 (内税)		※ 年末年始12/30-1/3 30%増		

2、キャンセル料

内容	金額
30分未満の訪問予定の場合	1,000円
30分以上60分未満の訪問予定の場合	2,000円
60分以上の訪問予定の場合	3,000円

サービス利用日当日のキャンセルの場合はキャンセル料をいただきます。但し、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いいたします。

連絡先:045-548-9296

3、その他

訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払いが発生しますのでご了承ください。

利用者負担 1割:300円 2割:600円 3割:900円

訪問看護 別紙料金表(自費サービス)

1.基本料金について

2024/2/6

ご利用時間	時間	金額(内税)
20分毎	1時間まで	¥3,500
20分毎	1時間以上	¥3,000

※上記基本判金は、平日の8:00～18:00の日中時間帯の金額となり、その他の時間帯については基本単価に以下の割合が加算される。また交通費は別途徴収する。

2.キャンセル料

(1) 1時間以下のサービス

内容	金額
30分未満の訪問予定の場合	1,000円
30分以上60分未満の訪問予定の場合	2,000円
60分以上の訪問予定の場合	3,000円

サービス利用日当日のキャンセルの場合は上記の金額をいただきます。但し、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いいたします。連絡先:045-548-9296

(2) 1時間を超えるサービス

サービス申込した時点からキャンセルの場合は利用料の100%をいただきます。利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いいたします。連絡先:045-548-9296

3.割増について

日時	時間帯	割増
平日(朝・夜)	6:00～7:59,18:00～21:59	基本単価の10%割増
土日祝祭日(朝・夜)	6:00～7:59,18:00～21:59	基本単価の20%割増
平日・土日祝祭日(朝・夜)	22:00～翌朝5:59	基本単価の20%割増
土日祝祭日(日中)	8:00～17:59	基本単価の10%割増
年末年始全て12/30～1/3	終日	基本単価の30%割増

計算例)

- ① 平日の夜20時～22時ご利用の場合
- 【料金】 $(3,500円 \times 3単位 + 3,000円 \times 3単位) \times 1.1 = 21,450円$
- ② 土日の14時～20時までご利用の場合
- 【料金】 $3,500円 \times 3単位 + 3,000円 \times 9単位 + 3,000円 \times 6単位 \times 1.1 = 57,300円$

4. 電気刺激療法

回数	料金	備考
1回	500円	訪問での介入時間に追加です
5回	2,000円	回数券式です

計算例(回数券の場合):通常500円×5=2500円→1回分お得
※お試しての使用は1回可能(料金は無料)

私は、以下について説明しました。

訪問看護サービス重要事項説明書

訪問看護サービス 契約書

個人情報使用同意書

喀痰吸引等業務の提供に係る同意書

直接嚥下訓練同意書

料金表

加算

説明者

私は、サービス契約書の締結にあたり、上記（チェックの付いている項目）について、説明を受け、内容に同意しました。

日付：

【利用者】

住所

氏名

【家族の代表】

住所

氏名

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し、本人に代わり、上記署名代行を行いました。

住所

氏名

【身元引受人】

住 所

氏 名

利用者との関係